

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 経営継承・発展支援事業の項の次に次のように加える。

経営発展支 援事業	就農後の経営 発展のために 機械・施設の 導入等に要す る経費	認定新規就 農者	新規就農者育成 総合対策実施要 綱（令和4年3 月29日付け3経 営第3142号農林 水産事務次官依 命通知）に基づ くもの	予算で定め る額以内	
--------------	---	-------------	---	---------------	--

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。